

# まちづくり推進会議の役割

- 町政運営に対する町民の参画に関すること
- 自治基本条例の推進及び改廃に感ずること

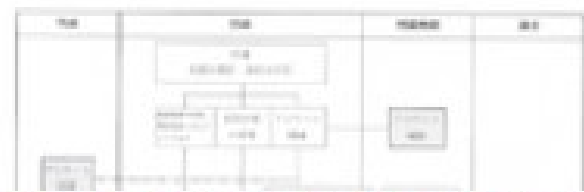
## 参画：「事業・政策などの計画に加わること」 「事業・政策の意思決定に携わること」

資料2 町政への参画及び町民の意見を聴取する制度について

制度名(事業名)	概要	実施期	備考
パブリックコメント	町が実施する事業の計画案が作成された後、市民からの意見を聴取し、それによって計画案を修正する。町民からの意見が取り込まれる。町民からの意見を聴取し、それによって計画案を修正する。	計画案の作成後、実施前	町民からの意見を聴取する
住民参画会	町民が町政運営に関与するための、パブリックコメントよりも、町民からの意見を聴取し、それによって計画案を修正する。町民からの意見を聴取し、それによって計画案を修正する。	計画案の作成後、実施前	町民からの意見を聴取する
町民の意見聴取(参画型)	町民からの意見を聴取し、それによって計画案を修正する。町民からの意見を聴取し、それによって計画案を修正する。	計画案の作成後、実施前	町民からの意見を聴取する
町民の意見聴取(参画型)	町民からの意見を聴取し、それによって計画案を修正する。町民からの意見を聴取し、それによって計画案を修正する。	計画案の作成後、実施前	町民からの意見を聴取する
町民の意見聴取(参画型)	町民からの意見を聴取し、それによって計画案を修正する。町民からの意見を聴取し、それによって計画案を修正する。	計画案の作成後、実施前	町民からの意見を聴取する
町民の意見聴取(参画型)	町民からの意見を聴取し、それによって計画案を修正する。町民からの意見を聴取し、それによって計画案を修正する。	計画案の作成後、実施前	町民からの意見を聴取する
町民の意見聴取(参画型)	町民からの意見を聴取し、それによって計画案を修正する。町民からの意見を聴取し、それによって計画案を修正する。	計画案の作成後、実施前	町民からの意見を聴取する
町民の意見聴取(参画型)	町民からの意見を聴取し、それによって計画案を修正する。町民からの意見を聴取し、それによって計画案を修正する。	計画案の作成後、実施前	町民からの意見を聴取する
町民の意見聴取(参画型)	町民からの意見を聴取し、それによって計画案を修正する。町民からの意見を聴取し、それによって計画案を修正する。	計画案の作成後、実施前	町民からの意見を聴取する
町民の意見聴取(参画型)	町民からの意見を聴取し、それによって計画案を修正する。町民からの意見を聴取し、それによって計画案を修正する。	計画案の作成後、実施前	町民からの意見を聴取する

町政への参画としておこなっているのは、「住民投票」「審議会等の委員の公募」のみ  
⇒現状住民の意見を聴取する制度がほとんどで「参画」できる範囲は限られている。

資料4 計画策定のプロセス



計画策定で重要なのは「目的」何のためにするか？  
何のためにするかスタートが行政のみとなっている

「町民」・「行政」・「附属機関」・「議会」のやりとりがほぼ全て1方通行。「説明会」「アンケート」「諮問機関での審議」など相互で意見交換を行ながら意思決定ができる機会がない。



全ての政策について広く住民の「参画」ができることが望ましいが、それが厳しいことも当然理解できる。  
町の政策の「根幹」・「骨格」となるケースで計画策定のプロセスの改善のトライアルができないであろうか

第7期寒川町まちづくり推進会議第2回会議資料より引用

# ご提案

- まちづくり推進会議の役割「町政運営に対する町民の参画に関すること」を推進するため  
総合計画2040にも関わる町のブランディング戦略及び施策について  
「事業・政策の計画・意思決定に携わる機会を通じて計画策定のプロセスの見直しを行なっていく。

\*何故上記課題か？ どんな町でありたいかによって町の施策の方向性は大きく変わっていく

## 計画策定のプロセス案（仮）

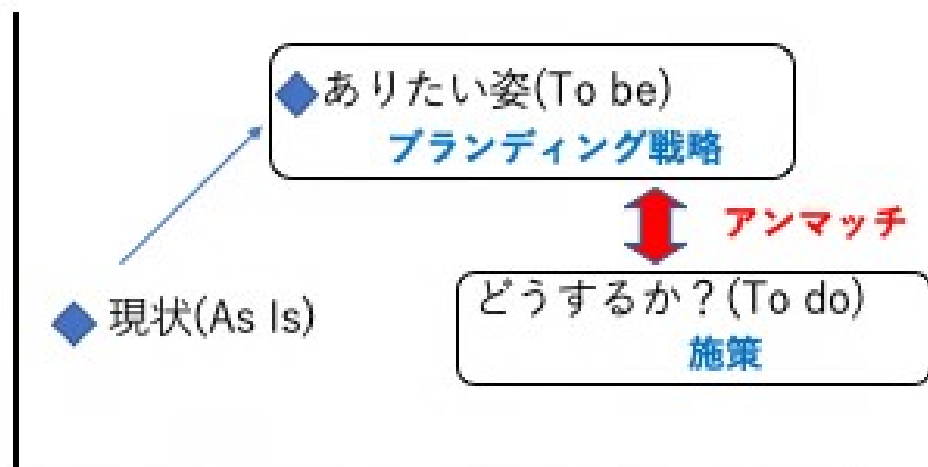
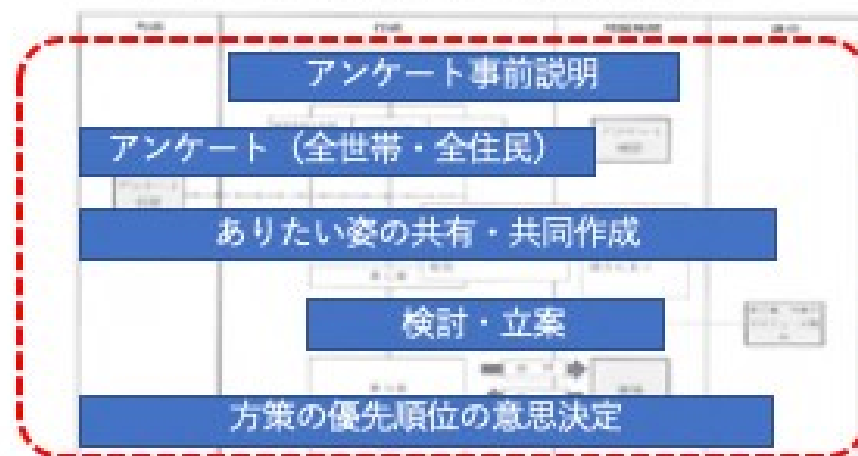


図1 現状とありたい姿

- ①目的 ありたい姿がきちんと描けている・共有できているか？
- ②ありたい姿に向かっていける。現状の課題をクリアにできる施策か？



事業・政策計画のスタートに必要なプロセスが抜けている



# (参考情報) 寒川町のありたい姿と施作のズレ① 移住・定住政策

## ありたい姿 (ブランディング)

「高座」のこころ。高座郡さむかわ



### 「高座郡」

その名に品格と高い志を感じるこの地で  
いにしえからさむかわの人々に受け継がれている  
穏やかさ、優しさ、あたたかさが  
「高座」のこころです。

### 4つのキーワード

「由緒ある土地」・「広い空と懐かしい風景」  
「寒川神社」・「まちのひと」

移住・定住ポータルサイトから引用



### 読み取れるイメージ

過去から住み続けられている自然ゆたかな土地、  
景色を守りながら、多様性・自分らしさを生か  
した活動・生活ができるまち

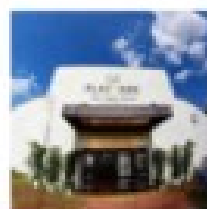
## 実際の施作

### 「ストリートスポーツの聖地化」に向けた取り組み

2019.9.25 町長所信表明 (R元年寒川町議会第2回定例会より)

FRAT PARK1

2019.6.20~2020.4末 旧寒川プールを改修して利用



FRAT PARK2

2020.6.16~2020.9.15 岡田ミサビル

参) 委託費用 70万円/月 + 改装費



FRAT PARK3

2020.10.1~2021.3末 倉見倉庫 (移設調整整備中)

参) 委託費用 980万円 (R2年9月末の議会で承認済み)

FRAT PARK4

2021予定 町役場南側駐車場

参) 建設費用 1.5億円 (R2年2月25日木村町長所信表明演説)

**1月末から2月上旬の町民への町公共施設再編計画で説明なし  
一部による意思決定で方策が進んでいる!**

# (参考情報) 寒川町のありたい姿と施作のズレ ② 給食

## ありたい姿

「寒川町学校給食あり方検討委員会報告書」  
平成24～25年にかけて、学校給食の役割から、現状の課題をまとめ、今後のあり方について町に提言している。

### 学校給食の目的（学校給食法 第1条）

「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たす。」

### 選定条件の優先順位について

- (1) 安心・安全と食育
- (2) 経費

### 提言

学校給食の目的と安心・安全性と食育を維持するには現在の自校直営方式が一番優れている。  
他の方式（センター方式、デリバリー方式など）では維持できない。

アレルギーへの対応やセンター化によるリスク、食中毒、災害時対応、地産地消など広く検討がなされている。

## 実際の施策

寒川町学校給食あり方検討委員会報告書

平成25年4月

中学校給食を「選択式デリバリーランチ方式」を基本方針とする政策決定。 平成27年2月

小学校「自校式」中学校を「デリバリー方式」で議会討議。 平成29年9月定例議会



中学生保護者に「デリバリー方式」についてのアンケート実施（平成29年10月）

**この間(2ヶ月) 町・教育委員会・議会で論議なし**

給食センター整備の記者発表

アンケート結果とセンター化決定が小中・学校に配布される  
平成29年11月

給食センター基本構想説明会 令和元年7月

給食センター基本構想パブリックコメント 令和元年7月1日～31

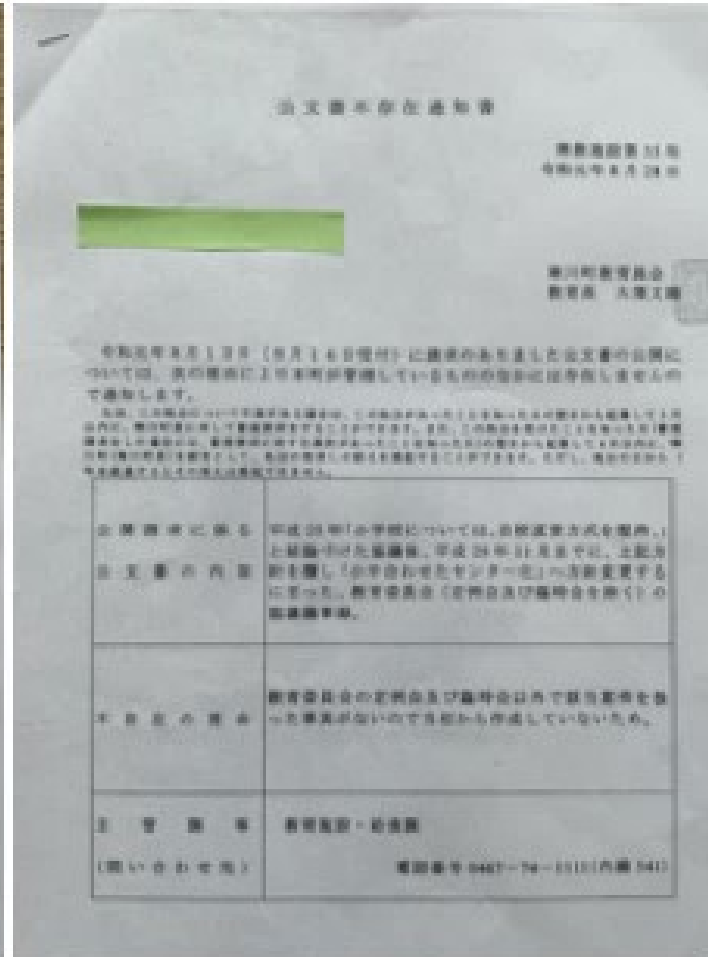
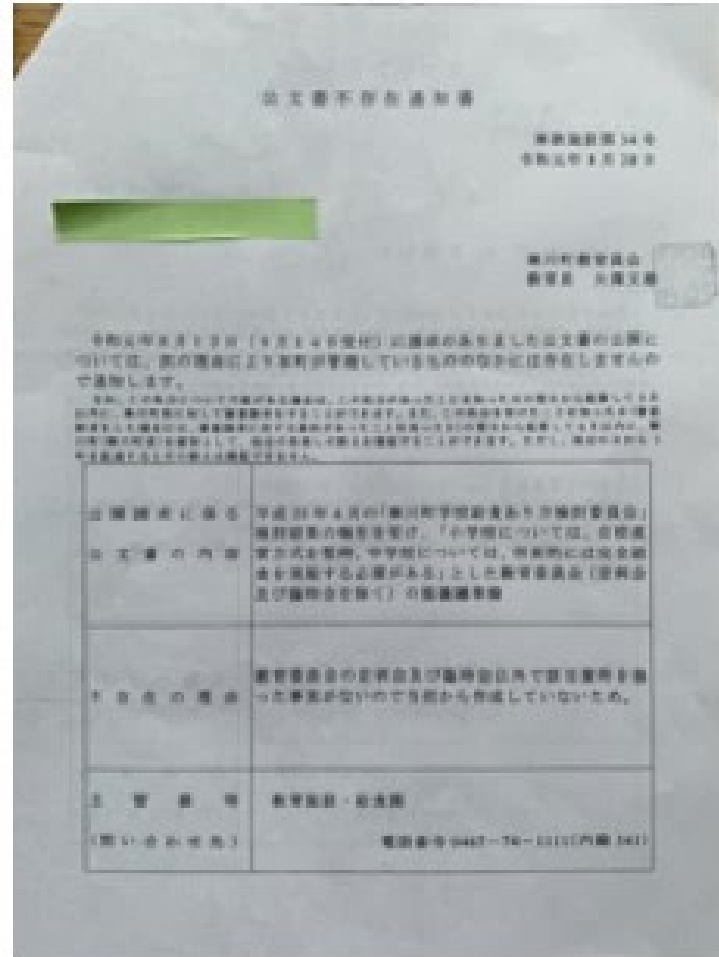
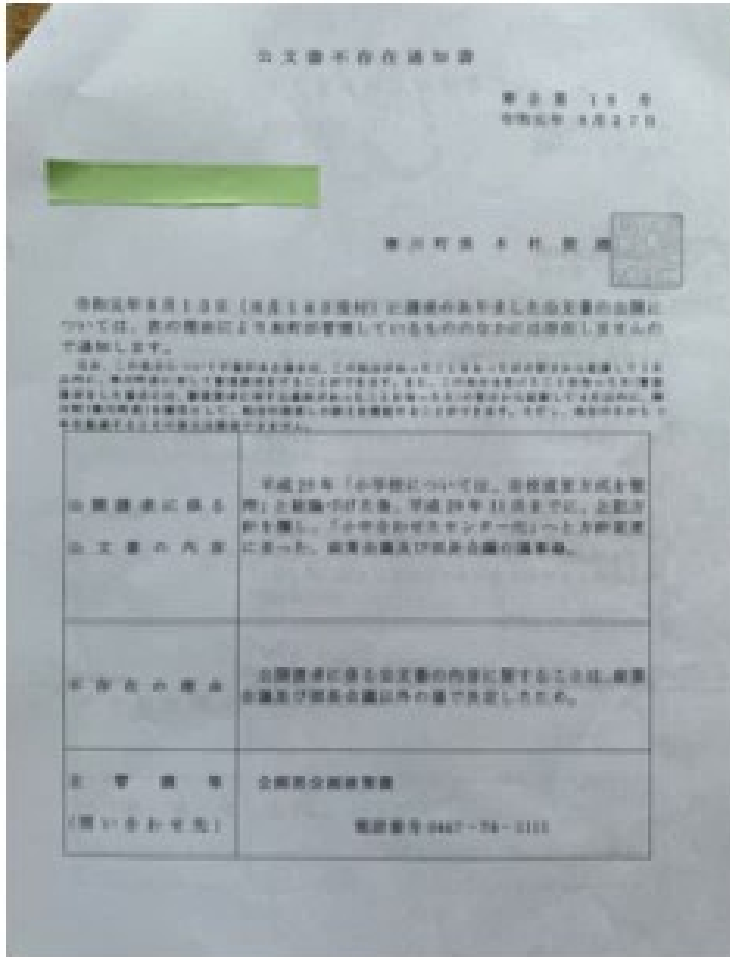
パブリックコメントを受けて説明会 令和元年9月

意見の聴取のみ  
施策への反映はなし

### 問題

- ・重要な意思決定が、開かれた場でおこなわれていない。
- ・施作のズレを修正することができていない。

# (参考情報) 寒川町のありたい姿と施作のズレ ② 給食



**大事なことは、「政策会議」で決めるのが、役場のルールでは？  
突然の方針変更について、「政策会議」で議論をしていない。**

# (参考情報) 10月1日展開のパブリックコメント

改定 三つ川町みどりの基本計画(案)  
三つ川町自治基本条例に基づくパブリックコメント  
(町民意見の公募)

(意見募集期間)  
令和2年10月1日(木) ~ 11月2日(月)まで

<計画の概要>  
「みどりの基本計画」とは、都市計画法第4条に規定される法定計画であり、主として都市計画で定めるべき事項を定めることにより、その実施と監督に関する法律上の効果を生ずることを目的とするものである。

**都市建設部 都市計画課**  
みどり・国道担当

三つ川町都市マスタープラン 改定案  
三つ川町自治基本条例に基づくパブリックコメント  
(町民意見の公募)

(意見募集期間)  
令和2年10月1日(木) ~ 11月2日(月)まで

<計画の概要>  
都市マスタープランは、都市計画法に基づき、都市の都市計画に関する「基本的な方針」として定めることにより、その実施と監督に関する法律上の効果を生ずることを目的とするものである。

**都市建設部 都市計画課**  
都市計画・開発指導担当

**4つのパブリックコメントが同時期に…。住民が回答することを考えていますか？**

第2次三つ川町元氣プラン～前期～(案)  
三つ川町自治基本条例に基づくパブリックコメント  
(町民意見の公募)

(意見募集期間)  
令和2年10月1日(木) ~ 11月1日(日)まで

みなさまからのご意見をお待ちしています  
町では、平成15年に施行された「健康増進法」に基づき、平成20年度に「さむかわ元氣プラン」を策定し、13年間の計画期間に町民の健康増進のための様々な施策や事業を進めてきました。

令和2年度で計画期間が終了することから、これまでの取組を振り返り、国や県の動向を踏まえて、当該全体で健康づくりにつながるしくみの構築など「健康づくり」「歯と口腔の健康」「食育」といった取組を組み包的に進めるため、「第2次さむかわ元氣プラン」を策定し、新たな健康づくりを目指します。

健康づくりは、町民のみならず一人ひとりが主体です。  
「自分の健康を自分で作る」ために、第2次さむかわ元氣プラン

**健康子ども部 健康・スポーツ課**  
健康づくり担当

**計画同士の位置づけは？**  
**総合計画との位置づけは？**

第2次三つ川町スポーツ推進計画～前期～(案)  
三つ川町自治基本条例に基づくパブリックコメント  
(町民意見の公募)

(意見募集期間)  
令和2年10月1日(木) ~ 11月1日(日)まで

<みなさんのご意見をお待ちしております>  
町では、平成20年度に策定した「三つ川町スポーツ推進計画」を踏まえ、令和2年度で計画期間が終了することから、これまでの取組を振り返り、国や県の動向を踏まえて、当該全体で健康づくりにつながるしくみの構築など「健康づくり」「歯と口腔の健康」「食育」といった取組を組み包的に進めるため、「第2次さむかわ元氣プラン」を策定し、新たな健康づくりを目指します。

**健康子ども部 健康・スポーツ課**  
スポーツ推進担当